

6 さ 農 水 第 468 号
令 和 6 年 12 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さぬき市長 大山茂樹

市町村名 (市町村コード)	さぬき市 (372064)
地域名 (地域内農業集落名)	神前地区 (石井・奥寺尾・宮内・船井・神崎・野神・新川・野間・脇・中村集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月30日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は基盤整備された農地が多く、また地域の担い手も多いことから農地の集積が比較的進んでいる。但し、地域内の農業者は高齢化や後継者不足が課題である。また、山際の農地は狭小な農地が多く鳥獣被害も増えしており遊休農地化が懸念されている。今後は地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

現状では農地は不足しているものの今後の遊休地化を防ぐためには、新たな担い手の確保や引受面積の増加が

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農者の確保及び育成、さらに地域外の担い手への集積も補完的役割を担ってもらうため推進していく。また地域の主要作物である米・麦の栽培を中心に取組んでいくとともに、耕畜連携を活用し飼料作物の拡大を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

地域の担い手優先に地域外の担い手にはその補完的役割として農地集積・集約化を進めるが、新規就農者が確保できたときは、最優先で農地の貸借を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画の目標地図に基づき、農地機構を通じて担い手等への農地の集積・集約化を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域での話し合いによる合意形成の結果に基づき、農地の大区画化・パイプライン化・農道整備等の取組を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

香川県東讃農業改良普及センター、JA香川県、農地中間管理機構、日本政策金融公庫等と連携し、地域内外から要望のあった新規就農者に対し、栽培技術や経営に対する指導、農地の確保、資金相談等のきめ細かな支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA、農業支援サービス事業体への農作業委託を進め、地域全体で農地の継続的な利用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣友会へ罠の設置依頼による駆除及び防止柵設置のための補助を行う。

⑨地区内の畜産農家と連携し、飼料作物・WCSの栽培を進める。